

認定こども園について

認定こども園の機能

認定こども園

就学前の教育・保育を一体的に捉え、一貫して提供する新たな仕組み

① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供

- ・ 0歳～就学前の児童すべてを対象
- ・ 保育に欠ける子どもも受け入れ

② 地域における子育て支援

- ・ すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供

以上の機能を備える施設を、認定こども園として都道府県が認定

機能付加

幼稚園

- ・ 幼児教育
- ・ 3歳～就学前の子ども
- ・ 保育に欠けない子ども

保育所

- ・ 保育
- ・ 0歳児～就学前の子ども
- ・ 保育に欠ける子ども

認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設
(新たな「幼保連携型認定こども園」)
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
→ 消費税を含む安定的な財源を確保

〔類型〕

《現行制度》

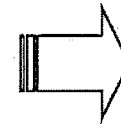
《改正後》

幼保連携型
(594件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ



- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

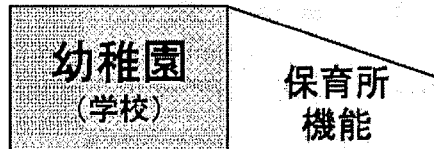


幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園型
(317件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ



- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

保育所型
(155件)

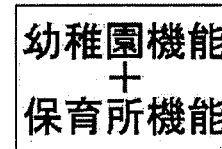
※設置主体制限なし



地方裁量型
(33件)

※設置主体制限なし

(認定こども園の合計件数は1099件(平成25年4月時点))



- 施設体系は、現行どおり
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

新たな幼保連携型認定こども園

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。

○ 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。(既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。)

